

## 第4次朝霞市防犯推進計画（素案）パブリックコメント実施結果

### 1. 実施概要

1 目的	第4次朝霞市防犯推進計画（素案）策定にあたり、市民の皆様から意見を募集しました。
2 実施期間	令和2年12月15日（火曜日）から令和3年1月14日（木曜日）まで
3 意見提出の対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に在住、在勤、在学されている方</li><li>・市内に事務所・事業所を有する個人及び法人</li><li>・この案件について、利害関係を有する方</li></ul>
4 公表した資料	第4次朝霞市防犯推進計画（素案）
5 意見提出者数及び意見数	1名（FAX 通、メール1通）、1件

## 2. 実施結果

No	ご意見	回答
1	<p>町内会が管理する防犯灯と、市が管理する道路照明灯の、相互の計画的配置と運用の定期的見直しについて</p> <p>防犯推進計画で、標題の2つの照明が課題として挙げられていますが、現状その2つは相互に計画的、効率的に運用され、それが定期的に見直されていないのが、現状です。</p> <p>それは、管理主体が町内会と市という2つの組織で縦割りに実施されているためと、設置した後の様々な状況の変化（例えば、道路整備がされたり、交通の変化など）に対応されずに設置当時のまま運用されているためです。</p> <p>例をあげれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会防犯灯の近くに、市の道路照明灯が後に設置され、必要以上に接近した場所にある</li> <li>・道路の取付が変更されたにも関わらず、従来の交差点に照明灯があり、新たな交差点は暗いまま</li> <li>・道路の廃止や新設により、通行状況が変化したが、照明の増設/移設、廃止がされていない</li> <li>・町内会の防犯灯は、町内会役員の意向により、私欲による設置申請がされている（自宅前に設置するなど）</li> </ul> <p>これらを解決するため、定期的に（概ね3年程度）に、設置場所の見直しをする。市が主導し、町内会や市民の意見をもらう場を設ける</p> <p>以上</p>	<p>防犯灯については、自治会・町内会に設置及び維持管理を行っていただいておりますことから、自治会・町内会ごとに設置場所等について決めていただいております。より多くの方の意見が反映されるよう、対応の検討をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、道路照明灯につきましては、「朝霞市道路照明施設等の設置に関する基準」に基づき、設置しております。具体的には、交差点部や道路線形が複雑で見通しが悪いなど、車両等の交通に支障がある場所としております。ご指摘の設置状況の見直しについては、適宜、道路照明灯を所管する道路整備課において、検討を行い対応に取り組んでいるところでございます。</p>